

福岡県公報

平成22年 7 月 7 日
第 3 1 3 2 号

目 次

告 示 (第1111号 - 第1137号)

青少年に有害な図書類の指定	(青少年課) 1
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
道路の供用の開始	(道路維持課) 6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 7
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 7

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 7
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 8
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 8
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 9
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 9
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 9
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)10
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)10
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)10
保安林の所在場所等	(森林保全課)11
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)11
公 告		
建設業の許可の取消し	(建築指導課)11
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)12
社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成21年度経営状況の公表	(県営住宅課)12

監 査 委 員

包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)13
---	--------------	---------

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)13
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)15

告 示

福岡県告示第1111号
福岡県青少年健全育成条例（平成 7 年福岡県条例第46号）第16条第 1 項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第 6 項の規定により告示する。

平成22年 7 月 7 日

福岡県知事 麻 生 渡

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代7月号	雑誌15277-07	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報7月号	雑誌05167-7	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント7月号	雑誌05267-7	株式会社竹書房	
	4	劇画版山口組白書 激闘を勝ち抜いた侠たち	ISBN978-4-19-862944-1	株式会社徳間書店	
	5	漫画山口組完全データ BOOK Vol.11 宅見若頭暗殺事件	雑誌68604-47	株式会社メディアックス	

福岡県告示第1112号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成22年6月15日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後

(仮称) Hilltop Terrace 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1号外	GRAND MALL 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号外
---	-------------------------------------

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役社長 岩切 陽親 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号	大黒天物産株式会社 代表取締役社長 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704番5号
ダイキ株式会社 代表取締役社長 佐藤 一郎 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
未定	株式会社 メガネの正視堂 代表取締役社長 臼井 芳晴 福岡県行橋市中央二丁目5番20号

福岡県告示第1113号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ドラッグコスモス藤吉店
 - (2) 所在地 福岡県柳川市三橋町藤吉字湯ノ尻87番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いいたします。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いいたします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ごみの分別の徹底と減量化に努めてください。特に、古紙などのリサイクル可能なものについては、分別の徹底とリサイクルをお願いします。

なお、貴チェーン店において、自主的に回収されている資源物がありましたら、今回の届出店舗でも取り組んでいただきますようお願いいたします。

(4) 防災・防犯対策への協力

駐車場での自転車・バイクの盗難、車上あらし等対策のため、防犯灯など十分な照明をお願いします。また、青少年の非行防止のため、従業員の教育や警備員の十分な巡回をお願いします。閉店後の外部者の駐車場、店舗への侵入防犯についても十分な対策をお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

騒音の抑制については配慮をお願いします。特に荷捌き作業時の騒音及び駐車車両の騒音には十分注意してください。

(6) 廃棄物に係る事項等

廃棄物保管場所が、住宅に近接するため、汚水や臭気等に対する対策をお願いします。

(7) 街並みづくり等への配慮等

柳川市全域の景観形成のため、平成23年の施行に向けて現在景観計画を策定中です。景観形成の取組は、計画策定の段階から市民、事業者、行政が協働して行っています。また、市景観計画施行までの期間、建築物の色彩等については、本市も対象区域である『矢部川流域景観計画』の基準に配慮していただくようお願いいたします。

従いまして、市民、事業者、行政が一体となった協働の取り組みへのご理解とご協力をお願いいたしますので、柳川市まちづくり課との協議をお願いします。

(8) その他

意見なし

福岡県告示第1114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー古賀店

(2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グルメシティ篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字丸林74-3

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1116号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ミスターマックス春日ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水205番地1の一部 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

現在、当該地区の交通渋滞の問題は既に起きており、新たな「大規模小売店舗」の出店は、なお一層の交通渋滞を招く恐れがあります。閲覧した当該内容での、建設当事者（開発者）による調査では、「調査の数値」は基準内との説明であります。その調査内容は甚だ疑問があり、第三者機関による再調査が必要だと考えます。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

- ア 当該店舗が撤退したときの跡地の原状回復について
- イ 当該店舗による地域の個人商店への影響について

福岡県告示第1117号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲字岩畑279番37及び279番43から279番56まで並びに大字若杉字研河原381番1、381番46及び381番49から381番67まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区港二丁目12番4号1F

株式会社総合住建 代表取締役 山崎 祥生

福岡県告示第1118号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人グリーンハットインターナショナル

(2) 代表者の氏名

牧野 光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目22番6号 大野ビル6F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、世界の食糧危機と環境破壊から生命を護るため、生命の尊厳を根本理念として、遠山正瑛博士の理論と実践を継承し、沙漠緑化及び森林や農地の作物栽培に関する事業を通して、人類の幸福に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1119号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ゴールキーパーアカデミー

(2) 代表者の氏名

中山 英樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区四箇3丁目7番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの場の提供及びサッカー競技普及に関する事業を行う。具体的にはサッカースクールやスポーツイベントに関する企画運営等を行うことで、サッカーを基軸とした地域スポーツの振興、発展、青少年の育

成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1120号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人Medical Tour JAPAN

(2) 代表者の氏名

阿部 弘樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目9番30号淀ビル2F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外のメディカルツアー希望者に対して、高度医療機関等における言語支援及び健康に関わる日本の文化等の提供を進展させ、それに関わる人材育成（医療コンシェルジュ等）を図る事業を行い、日本の医療サービスの向上支援と関連産業の活性化及び新たな雇用創出に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1121号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人りんぐ

(2) 代表者の氏名

廣瀬 美和子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区高砂2丁目8番3号-1-2階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主として高齢者や生活保護受給者に対して、居住支援や生活支援に関する業務を行い、福祉や人権の擁護、安心できる生活に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	原 海老津 線	前	遠賀郡岡垣町大字手野356番1先から 同郡同町大字手野485番1先まで	13.0 ~ 32.2	172.0
			後	同上	12.4 ~ 15.4	172.0

福岡県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年7月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	原 海老津 線	遠賀郡岡垣町大字手野356番1先から 同郡同町大字手野485番1先まで

福岡県告示第1124号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

直方市大字下新入字天井谷2863から2865まで、2866の1から2866の3まで、2869の1、2877の1、字東法花寺2887の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1125号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市三ヶ畑字松原谷896の1、910から914まで、915の1、922、923

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1126号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字東園2656の2、2663の1、2665の1、2666の1、2666の2、2667、2669の1、2680の1、2683の1、2692の6、2658（次の図に示す部分に限る。）、字乙原2747、2748の1、2752の1、字古原2826の1、2827、2831の1、2831の2、2834、2842、字広蔵2845の1、2853の1、2853の2、2854、2856の1、2867の1、2868の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1127号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字網立632の25、字添ヶ谷738の2、749、750、756の1、756の2、757の1、735（次の図に示す部分に限る。）、字添ヶ谷下ノ谷751、753から755まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字添ヶ谷735・738の2・750・756の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1128号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木白木字由ノ谷622（次の図に示す部分に限る。）、字山口647

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口647、字由ノ谷622（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1129号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字犬山セ150の1、字尾崎3137の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1130号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字ナラオ1935の2、字金剛ノ3227、3229の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1131号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市門司区大字黒川字門司口885、886

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1132号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字市ノ塔2の15、2の17、4の1、10の5、字ムカエ44の4、48、58の1、字イチノ113の13、127、132、136、字宗門185の2、185の9、185の13、185の20、字クスノキ198の4、198の5、字上石坂208、209、212の1、246の1、251の1、251の4、字城山727の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1133号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字蛇淵平12259の1、12259の2、12259の4、12260の1、12260の6、12261の1、12261の9、12261の11、12272の3、12272の8、12273の2、12273の3、12274の1、12278の1、12279の1、12281、字日向ノ上12286、12287、12289の1、12289の2、12289の4、12290の1、12290の3、12291の1、12291の3、12291の5、12292、12293、12294の1、12297、12299の1、12299の3、12302の2、12302の6から12302の8まで、12303の1、12303の4、12304の1、12309の1、12309の5、12312の1、12312の2、12315の1、12316の2、12317の1、12319、12320の1、12320の8、12320の11、字野稲窪12321の1から12321の3まで、12321の6、12324の1、12324の3、12325の1、12325の3、12325の5、12329の1、12329の2、12330から12332まで、12334、12337、12338、12340の1、12341の1、12344の1、12344の4、字崩ノ平12405の1、12412の1、12412の2、12413、12414、12416、字赤藪向12419の1、12420、12423

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1134号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字土佐井1868

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1135号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市内野字二分釜1916の1、1918
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字篠栗字茶屋1434の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1137号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所
豊前市大字中村307の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成22年6月25日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
大内田建設株式会社	北九州市小倉北区中津口1 - 2 - 1	大内田 薫	平成19年9月30日 福岡県知事許可(特-19) 第52878号

- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
大内田建設株式会社並びに同社の代表取締役及び取締役は、虚偽の記載をした貸借対照表を県に提出したとして、平成22年5月27日小倉簡易裁判所から、それぞれ罰金80万円の略式命令を受け、その刑が確定した。
このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成22年6月22日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
九州木材工業株式会社	筑後市大字和泉309 - 1	角 博	平成22年2月8日 福岡県知事許可(般-21) 第61205号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
 - (1) 停止を命じる業務の範囲
建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業
ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの
イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)
 - (2) 停止期間
平成22年7月6日から平成22年7月12日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実
九州木材工業株式会社は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同法の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成21年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成22年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

正味財産合計

2,018,362

負債及び正味財産合計

5,670,724

1 事業実績

加入都道府市区町村会員数	688会員
加入戸数	881,650戸
共済委託契約金額	7,868,731,286千円
火災共済掛金	1,066,939千円
被災戸数	242戸
火災共済給付金	283,274円
特定給付金	16,644千円
復興建築助成戸数	126戸
復興建築助成金	61,551千円
住宅災害見舞戸数	641戸
住宅災害見舞金	37,740千円
住宅防火施設整備補助会員数	211会員
住宅防火施設整備補助金	107,891千円

2 貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部

1 流動資産	687,983
2 固定資産	
(1) 特定資産	
異常危険準備金資産	2,913,967
その他特定資産	1,702,454
(2) その他固定資産	366,320
資産合計	5,670,724

負債の部

1 流動負債	609,680
2 固定負債	3,042,682
負債合計	3,652,362

正味財産の部

監査委員

福岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年7月7日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜美男

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
岩 本 智 弘	福岡市西区石丸2丁目21番1号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成22年6月28日から平成23年3月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第199号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成22年7月7日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年9月9日（木）から同年9月16日（木）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで（5日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年9月15日（水）から同年9月16日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習は午後0時10分までとし、その後修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
30名
- (2) 追加取得講習
20名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)に該当するもの

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成22年8月19日（木）から同年8月23日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

㊦ 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

㊧ 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面び履歴書

イ 追加取得講習

㊦ 前記5(3)アに掲げる書面

㊧ 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

6 申込方法等

- (1) 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

- (2) 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

- (3) 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に受講申込手続を行わなかった者の事前申込み及び受付番号は、無効とする。

- (4) 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

7 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受ける講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第200号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成22年7月7日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年10月13日(水)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成22年10月14日(木)		

- (2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年10月6日(水)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成22年10月7日(木)		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置

に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

ア 雑踏警備業務1級

平成22年9月14日（火）から同年9月16日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

イ 雑踏警備業務2級

平成22年9月13日（月）から同年9月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。